

入札説明書

この入札説明書は、令和5年11月21日付け公告第229号（以下「入札公告」という。）による流域下水道（県北処理区）維持管理業務の一般競争入札に参加する者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者）

福島県県北流域下水道建設事務所長 高坂 宏哉

2 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

流域下水道（県北処理区）維持管理業務 一式

(2) 業務の仕様等

入札説明書、業務要求水準書及び一般仕様書による。

(3) 履行期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

（契約締結の日から令和6年3月31日までを業務準備のための期間とする。）

(4) 履行場所

県北浄化センター（福島県伊達郡国見町大字徳江字上悪戸46番地の1）ほか

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者に必要な資格に関する事項は入札公告第2項のとおりとする。

なお、入札公告第2項第1号イの「福島県、国又は他の地方公共団体における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加資格制限措置を受けていない」とは、福島県の工事等入札参加資格、庁舎等維持管理業務入札参加資格、物品の製造の請負、買入れ及び修繕の入札参加資格において入札参加資格制限措置を受けていないこと及び国又は福島県以外の地方公共団体から同様の入札参加資格制限措置を受けていないことをいう。

また、入札公告第2項第1号オの(ア)の「標準活性汚泥法（高度処理の変法を含む。）を用いる水処理施設と同等以上の方法」を例示すれば別記1のとおりであり、入札公告第2項第1号カの詳細は別記2のとおりである。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1。以下「確認申請書」という。）に次の書類を添付して、令和5年12月27日（水）午後5時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）に下記5に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。また、返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金を加えた所定の料金の切手を貼った長3号封筒を確認申請書と併せて提出すること。郵

送による提出の場合は、一般書留又は簡易書留で行うこと。

入札参加資格の有無は、一般競争入札参加資格確認通知書（様式9）により令和6年1月10日（水）までに通知する。

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、その理由について書面により説明を求められることができる。この場合は、令和6年1月15日（月）午後5時までに下記5に掲げる場所に書面を提出しなければならない。また、書面が提出されたときは、令和6年1月18日（木）までに書面により回答するものとする。

なお、期日までに確認申請書を提出しなかった場合は、入札に参加できないので、十分に注意すること。

このほか、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出、又は、聴取等を求めることがある。

(1) 会社関係書類（共同企業体は、全構成員について提出）

ア 会社登記簿謄本（コピー可）※3ヶ月以内のものに限る。

イ 会社印鑑証明書（コピー可）※3ヶ月以内のものに限る。

ウ 財務諸表（入札参加資格確認申請日直前2年の各営業年度分）

貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

エ 法人県民税、法人事業税及び自動車税納税証明書（福島県内に営業所等がなく、福島県に納めるべき税金が発生しない場合は不要）

(ア) 納税証明書は申請日から遡って3ヶ月以内に課税地を所轄する福島県各地方振興局県税部で発行されたものとする。

(イ) 証明事項は、法人県民税、法人事業税及び自動車税とし、入札参加資格確認申請日の直前1年間における、福島県に納付し又は納付すべき額として確認したものとすること。

オ 消費税及び地方消費税納税証明書

(ア) 納税証明書は申請日から遡って3ヶ月以内に申請者の主たる営業所所在地を所轄する税務署で発行されたものとする。

(イ) 証明事項は、消費税及び地方消費税とし、入札参加資格確認申請日の直前1年間における、福島県に納付し又は納付すべき額として確定したものとすること。

(ウ) 納税証明書の様式は、税額の証明書（その1）又は未納がないことの証明（その3、その3の2、その3の3）とする。

カ 会社業務案内書（パンフレット等）

(2) 下水道処理施設維持管理業者登録規程関係書類（共同企業体は、全構成員について提出）

ア 登録規程第2条の規定による登録を受けていることを証明する書類の写し、ただし、登録の更新を受けた場合には、有効期限内の書類の写しを提出すること。

イ 現況報告書（添付書類含む）の写し

登録規程第7条の規定により、入札参加資格確認申請日直前に国土交通大臣に提出した現況報告書（添付書類含む）の写しを提出すること。

(3) 下水道終末処理場の運転管理業務の受注実績調書（様式2）

ア 受注実績は、入札公告第2項第1号オに示す条件に合致するものであること。

- イ 運転管理業務の受託業務内容は、水質試験業務、保守点検業務、汚泥処理業務及び中央監視業務などの業務を一括して行う業務を受注したものであること。
 - ウ 受注実績調書の記載内容を証明する契約書（仕様書その他の資料含む。）等の写し又は発注者が発行する証明書を添付すること。
 - エ 個別の処理場運転管理業務の受注実績が複数ある場合には、5件以内について1件ごとに別葉に記載し提出すること。
- (4) 総括責任者及び副総括責任者の業務従事予定者名簿（様式3）
次の書類を添付すること。
- ア 総括責任者となる予定の者が下水道処理施設管理技士であることを証明する書類の写し
 - イ 副総括責任者となる予定の者が下水道処理施設管理技士であること又は下水道法第22条第2項の資格を有することを証明する書類の写し
- (5) 資格等の条件を満たす者の配置予定者名簿（様式4）
- ア 入札公告第2項第1号カの(ウ)から(ツ)に定める条件を満たす者の配置予定者を記載すること。
 - イ 配置を予定する者の資格等を証する書面の写しを添付すること。
 - ウ 同一人が複数の資格等を兼ねることができるが、総括責任者は安全管理者、衛生管理者又は安全衛生推進者に限り兼務することができるものとする。
- (6) 受付票（様式6）
- (7) 共同企業体概要表（様式7）（共同企業体のみ提出）
- (8) 共同企業体協定書の写し（様式8に準ずる）
- (9) 委任状兼使用印鑑届（様式10）（本店から委任された支店又は営業所が申請する場合）
- (10) 暴力団排除に関する表明・確約についての同意書（様式11）（共同企業体は、全構成員について提出）

5 契約条項等を示す場所等

- (1) 契約条項等を示す場所
郵便番号 960-0102 福島県福島市鎌田字一本松 43 番地
福島県北流域下水道建設事務所総務課
電話番号 024-554-2011
- (2) 契約条項等の閲覧期間は、令和5年11月21日（火）から令和6年1月29日（月）まで（土曜日、日曜日及び休日並びに令和5年12月29日及び令和6年1月2日から1月3日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) 閲覧図書は次のとおりとし、記録したCD（コを除く。）を閲覧時に配布する。なお、コの維持管理年報は公益財団法人福島県下水道公社ホームページで閲覧することができ（<http://www.fspc.or.jp/aboutus/report.html#ijikanrinenpo>）、また、アからオについては福島県北流域下水道建設事務所ホームページからダウンロードして入手することができる。
- ア 入札公告
 - イ 入札説明書

- ウ 業務委託契約書（案）
- エ 落札者決定基準
- オ 技術提案書作成要領
- カ 金抜き設計書（位置図、一般平面図、積算書、数量表、単価表、参考見積）
- キ 業務要求水準書
- ク 一般仕様書
- ケ 資料
- コ 維持管理年報（平成 25 年度～令和 4 年度、全 10 冊）

6 履行場所の現地調査

入札に参加を希望する者（共同企業体にあつては代表者）は、次の期間内に、履行場所の現地調査を行うことができる。

(1) 現地調査期間

令和 5 年 12 月 5 日（火）から 12 月 6 日（水）までの午前 10 時から午後 4 時まで

(2) 申込期限

令和 5 年 12 月 1 日（金）午後 4 時まで

(3) 申込方法

現地調査確認申込書（様式 12）を福島県県北流域下水道建設事務所宛てにファクシミリ又は電子メールにて提出すること。この場合、提出の後に必ず電話で受付の確認をとること。

電話番号 024-554-2011

ファクシミリ 024-554-2932

電子メール kenpoku.ryuuiiki@pref.fukushima.lg.jp

(4) (3)を受信後、現地調査確認受付書（様式 13）を申込者宛てにファクシミリ又は電子メールにて送付する。

(5) 注意事項

- ア 現地調査は 1 日あたり 5 名以内とする。
- イ 現地調査は処理場のみとし、ポンプ場等は対象外とする。
- ウ 職員の同行や説明等は行わない。
- エ 安全用具（ヘルメット等）は、各自準備すること。
- オ 現地調査終了後の追加調査は認めない。

7 質問及び回答方法

各書類に対する質問及び現地調査等に基づく質問は、次のとおりとする。

(1) 質問の受付期間 令和 5 年 11 月 21 日（火）から令和 5 年 12 月 12 日（火）まで

(2) 質問の回答予定日 令和 5 年 12 月 22 日（金）まで

(3) 質問は、質問書（様式 14）を福島県県北流域下水道建設事務所宛てに上記 6 (3) のファクシミリ又は電子メールにて提出すること。この場合、提出の後に必ず電話で確認をとること。

(4) 質問書の回答は、質問回答書（様式 15）により、福島県県北流域下水道建設事務所

のホームページに随時掲載する。

福島県北流域下水道建設事務所ホームページ

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41510a/general-competitive-bidding.html>

8 技術提案書の提出方法

技術提案書は、別途「技術提案書作成要領」に定めるところにより作成し、令和6年1月15日（月）午後5時まで（土曜日、日曜日及び休日並びに令和5年12月29日及び令和6年1月2日から1月3日を除く。）に上記5に掲げる場所に提出すること。郵送による提出の場合は、一般書留又は簡易書留で行うこと。

なお、期日までに技術提案書を提出しなかった場合は、入札に参加できないので、十分に注意すること。

また、一度提出された技術提案書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

このほか、必要に応じて技術提案書の内容を確認するための書類の提出、又は、聴取等を求めることがある。

9 入札書の提出方法

入札に参加する者は、入札公告、入札説明書、業務委託契約書（案）、業務要求水準書、一般仕様書、その他閲覧図書及び現場等を熟知した上で、入札書を次の方法により提出すること。

- (1) 入札書は、封筒に入れ、封かんの上、封筒の外に貼り付け用紙（様式23）を貼り付け、下記10(1)及び(2)に規定する日時及び場所に提出すること。
- (2) 入札書は、様式16を使用すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印をすること。押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。
- (4) 郵送による入札については、二重封筒の中封筒及び表封筒のそれぞれに所定の貼り付け用紙（様式23）を貼り付け、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により配達日指定郵便で令和6年1月29日（月）午後5時までに上記5(1)に掲げる場所に必着のこと。なお、貼り付け用紙（様式23）に示す郵便局差出期限日は、内国郵便約款上、実際に郵便局に差し出すことが可能な日と異なる場合があるため、事前に、上記の期日を配達日として指定できるか、差出しをしようとする郵便局に必ず確認すること。
- (5) 代理人をもって入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほか、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。また、代理人は委任状（様式17）を持参すること。
- (6) 一度提出された入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

10 開札の方法

- (1) 入札及び開札の日時 令和6年1月30日(火)午前10時
- (2) 入札及び開札の場所 福島県北流域下水道建設事務所大会議室
- (3) 開札は、公開とし、入札者又はその代理人及び当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- (4) 開札に立ち会う入札者又はその代理人は、開札に先立ち、次の書類の確認を受けるものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格確認通知書(様式9)の原本
 - イ 委任状(様式17)(代理人が出席する場合のみ。)
 - ウ 福島県が発行する入札保証金に関する領収書(入札保証金を納付する場合)
- (5) 開札したときは、直ちに入札書及び中封筒の記載事項を確認し、無効の入札を行った者があった場合には、当該入札者名及び当該理由を読み上げるものとする。
- (6) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度の入札については辞退したものとする。また、初回入札が無効(下記12(4)から(8)に該当する場合を除く。)となった者は、再度入札に参加できないものとする。
- (7) 開札の結果、その場所において落札者を決定したときは、落札者名及び落札者の入札金額を読み上げるものとする。
- (8) 天災その他やむを得ない理由により、開札を行うことができないときには、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札に参加する者の負担とする。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

- ア 入札に参加しようとする者は、開札する直前までに、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を現金(現金に代えて納付する小切手にあつては、出納取扱金融機関(福島県流域下水道事業の会計に関する規則(令和2年福島県規則第37号。以下「会計規則」という。)第6条第2項に規定する福島県流域下水道事業出納取扱金融機関。以下同じ。)が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)で納め、又はその納付に代えて会計規則第71条第1項各号に規定する有価証券を担保として提出しなければならない。この場合において、当該有価証券の担保価額の算定については、同項に規定するところによる。
- イ 上記アにかかわらず、会計規則第186条第1項第1号及び第2号(別記3)のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された者が落札者となった場合において、落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、免除された入札保証金に相当する額を違約金として納付しなければならない。
- ウ 入札保証金の納付の免除を申請する者は、上記4の一般競争入札参加資格確認申請書の提出と合わせて、入札保証金納付免除申請書(様式5)を提出すること。入

- 札保証保険により免除申請する者は、保険証券原本を入札時に提出するものとする。
- エ 入札保証金を納付する者は、納入通知書の発行を上記4の一般競争入札参加資格確認申請書の提出期日までに、上記5(1)に記載する連絡先へ申し出ること。
- オ 入札保証金は、落札者以外の者に対しては落札者が決定したのち、落札者に対してはその者と締結する契約が確定したのちに、請求により還付する。ただし、落札者の納付に係る入札保証金は、当該落札者の同意があるときは、契約保証金の全部又は一部に充当することができるものとする。

(2) 契約保証金

- ア 落札者は、契約の締結と同時に、契約金額（以下「業務委託料」という。）の100分の5以上の額の契約保証金を現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、出納取扱金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納め、又はその納付に代えて会計規則第71条第1項各号に規定する有価証券又はこの契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は県が確実と認める金融機関の保証（当該保証を証する書面）を担保として提出しなければならない。なお、有価証券を担保として提供する場合において、当該有価証券の担保価額の算定については、会計規則第71条第1項各号に規定するところによる。
- イ 上記アにかかわらず、会計規則第167条第1項第1号及び第2号（別記3）のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。ただし、会計規則第167条第1項第2号に該当し契約保証金の納付を免除する場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- ウ 業務委託料の変更があった場合には、保証の額（上記ア及びイに係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額）が変更後の業務委託料の100分の5に達するまで、県は、保証の額の増額を請求することができ、落札者は、保証の額の減額を請求することができる。
- エ 契約保証金から生じた利子は、県に帰属するものとする。

12 入札の無効

入札公告第10項のほかに次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) この入札に参加する者に必要な資格のない者が入札した場合
- (2) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提出しない者が入札した場合
- (3) 委任状を持参しない代理人が入札した場合
- (4) 入札書が鉛筆書きによる場合
- (5) 入札書に金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない場合
- (6) 入札書にあて先、商号又は名称、押印のいずれかがない場合（外国人又は外国法人にあつては、代表者又は代理人本人の署名をもって代えることができる。また、押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載のない入札書も含む。）
- (7) 入札書の日付がない又は公告日から開札日までの期間内の日付となっていない場合
- (8) 入札書に件名、履行場所のいずれかが記載されていない場合

- (9) 入札書の件名、履行場所のいずれかが入札公告と一致しない場合（軽微な誤字、脱字等であって意思表示が明確であるものを除く。）
- (10) 郵送による入札において、入札書が上記9(4)に掲げる方法以外の方法により提出された場合
- (11) 郵送による入札において、入札書が上記9(4)に示す期日以外の日に到着した場合（郵便事故による場合であって開札に間に合うものを除く。）
- (12) 郵送による入札において、入札書が入札公告第7項に示す提出場所以外に到着した場合（郵便事故による場合であって開札に間に合うものを除く。）
- (13) 同一入札者が入札書を2通以上提出した場合
- (14) 技術提案書が提出されない場合
- (15) 技術提案書に商号又は名称、押印のいずれがない場合（外国人又は外国法人にあつては、代表者又は代理人本人の署名をもって代えることができる。また、押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載のない技術提案書も含む）
- (16) 技術提案書の確認書類等が添付されない場合
- (17) 入札に際し、談合の事実が確認された場合、または、談合の事実が確認されなかった場合であっても、談合の疑いが払拭できないとされた場合
- (18) その他、入札公告、入札説明書等において示した条項に違反して入札した場合

13 入札方法

入札方法は、入札公告第11項のとおりとする。

14 落札者の決定方法

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、当該業務に係る技術提案書が最低限の要求要件を全て満足している者のうち、次に掲げる式により算出された評価値が最も高い者を落札者とする。

評価値＝技術評価点÷評価値算出価格×1,000,000

ア 評価値には小数点以下の有効桁数を設けないが、評価値の表記については、少数点以下第5位を切り捨てる。ただし、評価値の表記が同じである場合は、評価値の表記が異なることとなる桁数まで表記する。

イ 技術標準点は、標準点に加算点を加算した点とする。

ウ 標準点は、上記4の入札参加資格確認を受けた場合に付与される点であつて、その点は200点とする。

エ 加算点は、別紙「落札者決定基準」に基づき技術提案書を審査して算出された点とする。

オ 評価値算出価格は、入札額（入札書に記載された金額）とする。

- (2) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、立会人（開札に立ち会う当該入札事務に関係のない職員）がくじを行い落札者を決定する。くじの方法は別記4のとおりとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、地方公営企

業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 21 条の 14 第 1 項第 8 号の規定により随意契約をすることができる。

(4) 地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 4 項の規定による学識経験者の意見の聴取時に、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合は、学識経験者の意見を聴いた後、落札者を決定する。

(5) 落札者への通知

落札者決定通知書（様式 18）を落札者へ郵送する。

(6) 入札結果の公表

落札者を福島県報で公告する。また、入札結果書（様式 19）等を福島県県北流域下水道建設事務所ホームページに掲載する。

15 契約書の作成

(1) 契約書を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、落札決定の日から 10 日以内に契約書の取り交わしを行うこと。ただし、発注者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

(2) 契約の確定時期は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 5 項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

(3) 落札者が、上記(1)に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

16 その他

(1) 提出書類の取扱い

ア 入札の際に提出される書類に含まれる著作物の著作権は、入札者に帰属する。

イ 本件業務において必要と認める場合は、発注者は、技術提案書の全部または一部を使用できるものとするが、契約に至らなかった入札者の提案については、一切使用しない。

ウ 技術提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として入札者が負う。

エ 入札者が本件調達に関した費用については、すべて入札者が負担するものとする。

オ 入札に際して提出された書類は、返却しない。

(2) 本件に関する事務を担当する公所の名称及び所在地

郵便番号 960-0102 福島県福島市鎌田字一本松 43 番地

福島県県北流域下水道建設事務所総務課

電話番号 024-554-2011

(3) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

別記1（第3項関係）

1 標準活性汚泥法（高度処理の変法を含む。）を用いる水処理施設と同等以上の方法の例

区 分	水処理方法	摘 要
標準活性汚泥法等	標準活性汚泥法	左欄の処理方法において、有機物若しくは凝集剤を添加し、又は急速ろ過法を併用する水処理方法を含む。
循環式硝化脱窒法等	循環式硝化脱窒法	
	硝化内生脱窒法	
	ステップ流入式多段硝化脱窒法	
嫌気好気活性汚泥法	嫌気好気活性汚泥法	
嫌気無酸素好気法	嫌気無酸素好気法	

2 標準活性汚泥法（高度処理の変法を含む。）を用いる水処理施設と同等以上の方法としないものの例

オキシデーショディッチ法、回分式活性汚泥法、好気性ろ床法、接触酸化法、単槽式嫌気好気活性汚泥法（ツープート）等の水処理方法

別記2（第3項関係）

1 有資格者に関する条件

	資格名称	法的根拠	摘要	該当者
1	下水道処理施設管理 技士又は下水道技術 検定の第3種技術検 定合格者 ※1	下水道処理施設維持管 理業者登録規程	総括責任者及び 副総括責任者の 基準における正 副総括責任者に 求める資格	下水道処理施設維持管 理業者登録規程に該当 する者
2	酸素欠乏・硫化水素危 険作業主任者	労働安全衛生法（第14 条、別表第18第25号）、 同施行令（第6条第21 号）	酸素欠乏・硫化 水素危険作業主 任者技能講習を 修了した者	（酸素欠乏・硫化水素危 険作業主任者）
3	危険物取扱者	消防法（第13条の2第 1項）		（甲種危険物取扱者免 状又は乙種危険物取扱 者免状の交付を受けて いる者）
4	電気工事士	電気工事士法（第3条 第1項）		（第一種電気工事士）
5	玉掛け技能者	クレーン等安全規則 （第221条各号）		（玉掛け技能者）
6	クレーン運転士	労働安全衛生規則（第 36条第15号）		（クレーンの運転の業 務に係る特別の教育を 受けた者）
7	安全管理者 ※1	労働安全衛生法（第11 条第1項）	（常時50人以上 の労働者を使用 する場合）	（安全管理者）
8	衛生管理者 ※1	労働安全衛生法（第12 条第1項）	（常時50人以上 の労働者を使用 する場合）	（衛生管理者）
9	安全衛生推進者 ※1	労働安全衛生法（第12 条の2）	（常時10人以上 50人未満の労働 者を使用する場 合）	（安全衛生推進者）
10	産業医 ※2	労働安全衛生法（第13 条第1項）	（常時50人以上 の労働者を使用 する場合）	（医師）
11	防火管理者	消防法施行令（第3条 第1項第1号）	消防法施行令第 1条の2第3項 第1号ハに該当 する対象物	（甲種防火管理者）

	資格名称	法的根拠	摘要	該当者
12	特定化学物質等作業主任者	労働安全衛生法（第14条、別表第18第20号又は平成17年法第108号による改正前の別表第18第22号）、同施行令（第6条第18号）	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習又は旧・特定化学物質等作業主任者技能講習を終了した者	（特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者又は旧・特定化学物質等作業主任者）
13	大型自動車免許	道路交通法（第85条）		
14	エネルギー管理員	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（第9条第1項）		経済産業省令で定めるところにより行うエネルギーの使用の合理化に関し必要な知識及び技能に関する講習の課程を修了した者あるいはエネルギー管理士免状の交付を受けている者

※1 総括責任者が兼務できる資格を示し、これ以外は兼務できないものとする。

※2 産業医は、外部に委託してもよい。

2 総括責任者及び副総括責任者の基準

	職種名	職務内容	基準等
1	総括責任者	<p>①現場の最高責任者として、業務従業員の指揮監督を行うこと。</p> <p>②契約書、業務要求水準書、その他関係書類により、業務の目的、内容を十分理解して、効果的、経済的な運転に努めること。</p> <p>③日常の業務執行状況を、随時、監督員に報告するとともに、必要であれば協議を行うこと。</p> <p>④従業員を教育し、技術の向上、事故防止に努めること。</p>	下水道処理施設管理技士又は第3種技術検定合格者
2	副総括責任者	<p>①総括責任者の職務を補佐すること。</p> <p>②総括責任者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合には、総括責任者に代わって、指示された職務を誠実にを行うこと。</p>	下水道処理施設管理技士又は第3種技術検定合格者又は、下水道法第22条第2項に規定する資格を有する者

別記 3

福島県流域下水道事業の会計に関する規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第 167 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 5 第 1 項又は同令第 167 条の 11 第 2 項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が、当該資格を有する者であって、過去 2 年間に国（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人をいう。）又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。）（第 186 条第 1 項第 2 号において「国等」という。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) から (16) まで （略）

（入札保証金の減免）

第 186 条 前条の規定にかかわらず、入札執行権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 5 第 1 項又は施行令第 167 条の 11 第 2 項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、一般競争入札に参加しようとする者が、当該資格を有する者であって、過去 2 年間に国等とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (3) から (4) まで （略）

別記4（第14項関係）

入札におけるくじ

開札の結果、評価値が同じ者が2名以上あり、順位の設定ができない場合は、「くじ」によりその順位を決定する。

1 入札書の「くじの数」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、入札書の「くじの数」欄にあらかじめ任意の値（000～999）を記入する。

なお、記入がない場合などは、法人番号の下3桁の数値が記載されたものとみなす。

2 くじの手順

- (1) 入札参加受付番号の小さい順にくじ番号（0、1、2…）を付与する。
- (2) 評価値が同じ者の入札書に記載されたくじの数を合算し、その合計額を入札書の数で除算し、余りを算出する。
- (3) 上記(2)の計算結果による余りと一致した上記(1)のくじ番号の入札参加者を最上位とする。
- (4) 最上位のくじ番号に1を足したくじ番号の入札参加者を2順位とする。この場合において、最上位のくじ番号に1を足したくじ番号が存在しない場合には、0のくじ番号の入札参加者を2順位とする。
- (5) 2順位のくじ番号に1を足したくじ番号の入札参加者を3順位とする。この場合において、2順位のくじ番号に1を足したくじ番号が存在しない場合には、0のくじ番号の入札参加者を3順位とする。
- (6) 4順位以下は(5)の規定に準じて順位を決定する。

【例】 入札参加者3名の評価値が同じ場合

- (1) 入札参加受付番号の小さい順にくじ番号を付与する。
A社（入札参加受付番号1）………… くじ番号 0
B社（入札参加受付番号3）………… くじ番号 1
C社（入札参加受付番号6）………… くじ番号 2
- (2) くじの数の和を求め、同評価値入札者数で除算し、余りを算定する。
A社（くじの数 123） 合計（123+072+452=647）
B社（くじの数 072）
C社（くじの数 452） 余り（647÷3=215…余り2）
- (3) 順位の決定
最上位は、余りの2と一致するくじ番号であるC社
2順位は、2+1=3のくじ番号が存在しないので、くじ番号0のA社
3順位は、0+1=1と一致するくじ番号であるB社

様式1

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

福島県北流域下水道建設事務所長 様

(〒 ー)

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

電 話 番 号

(作成担当者職・氏名

)

令和5年11月21日付けで公告のありました流域下水道（県北処理区）維持管理業務に係る入札参加資格について確認を受けたいので、下記書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違なく、かつ、公告に示す入札に参加する者に必要な資格に関する事項をすべて満足している者であることを誓約します。

記

- 1 会社登記簿謄本（コピー可）※3ヶ月以内のものに限る。
- 2 会社印鑑証明書（コピー可）※3ヶ月以内のものに限る。
- 3 財務諸表（入札参加資格確認申請日直前2年の各営業年度分）
- 4 法人県民税、法人事業税及び自動車税納税証明書
- 5 消費税及び地方消費税納税証明書
- 6 会社業務案内書（パンフレット等）
- 7 下水道処理施設維持管理業者登録規程関係書類（共同企業体は、全構成員について提出）
- 8 下水道終末処理場の運転管理業務の受注実績調書（様式2）及び添付資料
- 9 総括責任者及び副総括責任者の業務従事予定者名簿（様式3）及び添付書類

※ 2 頁目あり

- 10 資格等の条件を満たす者の配置予定者名簿（様式 4）及び添付書類
- 11 受付票（様式 6）
- 12 共同企業体概要表（様式 7）
- 13 共同企業体協定書の写し（様式 8 に準ずる）
- 14 委任状兼使用印鑑届（様式 10）
- 15 暴力団排除に関する表明・確約についての同意書（様式 11）（共同企業体は、全構成員について提出）

注 1 添付書類の番号に○印を付すこと。

注 2 返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金を加えた所定の料金（434円）の切手を貼った長 3 号封筒をこの申請書と併せて提出すること。

注 3 入札保証金納付の免除を申請する者は、入札保証金納付免除申請書（様式 5）をこの申請書と併せて提出すること。

様式2

下水道終末処理場の運転管理業務の受注実績調書

申請者名

	事 項	内 容
受注実績	受注業務名	
	発注者	
	受注業務内容	水質試験業務、保守点検業務、汚泥処理業務、中央監視業務、その他（ ）
	全体の業務期間	年 月 日 ～ 年 月 日
契約関連	直近の契約金額	円
	直近の契約期間	年 月 日 ～ 年 月 日
施設	処理場名称	
	水処理施設処理方式	
	汚泥処理施設方式	
参考事項	日最大水処理能力	m ³ /日
	汚泥濃縮設備	方式（生汚泥 重力濃縮：余剰汚泥 遠心濃縮・浮上濃縮）
	脱水設備	方式（ベルトプレス、スクリープレス、遠心脱水等）
	汚泥焼却炉	有・無 焼却能力 t/日

- 注1 平成31年4月1日以降の条件を満たす運転管理受注実績を処理場ごとに記載すること。複数処理場の運転管理業務を一括受注している場合は、その旨受注業務名欄に記載し、施設欄の処理方法等には、代表する処理場について記載すること。
- 注2 全体の受託期間の欄には、平成31年度以降、継続して複数回受託している場合の全体の期間を記載すること。継続していない場合は、令和5年度までの最新の期間を記入すること。
- 注3 記載内容を証明する最新の契約書（仕様書その他の資料含む）等の写し又は発注者が発行する証明書を添付すること。
- 注4 平成31年4月1日以降令和6年3月31日までに12月以上継続して業務を契約している実績について記載すること。
- 注5 個別の処理場運転管理業務の受注実績が複数以上ある場合には、5件以内について1件ごとに別葉に記載し提出すること。

様式 2 (記入例)

下水道終末処理場の運転管理業務の受注実績調書

(記入例)

申請者名

	事 項	内 容
受 注 実 績	受注業務名	(〇〇〇浄化センター運転管理業務等)
	発注者	(〇〇県、〇〇市、〇〇下水道公社等)
	受注業務内容	水質試験業務、保守点検業務、汚泥処理業務、中央監視業務、 その他 ()
	全体の業務期間	年 月 日 ~ 年 月 日
契 約 関 連	直近の契約金額	円
	直近の契約期間	年 月 日 ~ 年 月 日
施 設	処理場名称	
	水処理施設処理方式	(入札説明書別記 1 の例による)
	汚泥処理施設方式	(汚泥濃縮設備－嫌気性消化タンク設備－脱水設備)
参 考 事 項	日最大水処理能力	m ³ /日
	汚泥濃縮設備	方式 (生汚泥 重力濃縮 : 余剰汚泥 遠心濃縮・浮上濃縮)
	脱水設備	方式 (ベルトプレス、スクリーンプレス、遠心脱水等)
	汚泥焼却炉	有・無 焼却能力 t/日

- 注 1 平成 31 年 4 月 1 日以降の条件を満たす運転管理受注実績を処理場ごとに記載すること。複数処理場の運転管理業務を一括受注している場合は、その旨受注業務名欄に記載し、施設欄の処理方法等には、代表する処理場について記載すること。
- 注 2 全体の受託期間の欄には、平成 31 年度以降、継続して複数回受託している場合の全体の期間を記載すること。継続していない場合は、令和 5 年度までの最新の期間を記入すること。
- 注 3 記載内容を証明する最新の契約書（仕様書その他の資料含む）等の写し又は発注者が発行する証明書を添付すること。
- 注 4 平成 31 年 4 月 1 日以降令和 6 年 3 月 31 日までに 12 月以上継続して業務を契約している実績について記載すること。
- 注 5 個別の処理場運転管理業務の受注実績が複数以上ある場合には、5 件以内について 1 件ごとに別葉に記載し提出すること。

総括責任者及び副総括責任者の業務従事予定者名簿

申請者名

事 項	内 容		備 考
従事業務の名称			
(ふりがな) 氏 名			
公共下水道又は流域下水道の維持管理を行う者の資格（下水道維持管理資格者）			
最終学校、学科名 (卒業年度)			
維持管理業務経験年数			
従事業務の基準に関する主な実務経験			
<p>上記のとおり相違ありません。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">商号又は名称</p> <p style="text-align: center;">代表者職・氏名 印</p> <p style="text-align: center;">従事予定者氏名 印</p>			

- 注 1 総括責任者及び副総括責任者それぞれについて、1名ごとに別葉で担当する従事業務名称を記入し、以下必要事項を記載すること。
- 注 2 従事業務の基準に関する主な実務経験の欄には、総括責任者及び副総括責任者としての経歴を記入すること。なお、欄が不足する場合は、適宜履歴書などにより補足すること。
- 注 3 業務従事者の基準に応じ、次の書類を添付すること。
- ・総括責任者は下水道処理施設管理技士であることを証明する書類の写し。
 - ・副総括責任者は下水道処理施設管理技士の場合これを証明する書類の写し。下水道法第 22 条第 2 項の資格を有する者の場合下水道法施行令第 15 条の 3 の資格を証明する書類の写し。

様式3 (記入例)

総括責任者及び副総括責任者の業務従事予定者名簿

(記入例)

申請者名

事 項	内 容		備 考
従事業務の名称	副総括責任者		
(ふりがな) 氏 名	(○○○○ ○○○) ○○ ○○		
公共下水道又は流域下水道の維持管理を行う者の資格(下水道維持管理資格者)	下水道法施行令第15条の3第6号		
最終学校、学科名 (卒業年度)	○○○○○大学○○○学科 (○○年卒)		
維持管理業務経験年数	○○年		
従事業務の基準に関する主な実務経験	○○○ 処理場 副総括責任者 期間○○年○○月○日 ～○○年○○月○日	○○○ 処理場 副総括責任者 期間○○年○○月○日 ～○○年○○月○日	
上記のとおり相違ありません。 令和 年 月 日 商号又は名称 代表者職・氏名 印 従事予定者氏名 印			

注1 総括責任者及び副総括責任者それぞれについて、1名ごとに別葉で担当する従事業務名称を記入し、以下必要事項を記載すること。

注2 従事業務の基準に関する主な実務経験の欄には、総括責任者及び副総括責任者としての経歴を記入すること。なお、欄が不足する場合は、適宜履歴書などにより補足すること。

注3 業務従事者の基準に応じ、次の書類を添付すること。

- ・総括責任者は下水道処理施設管理技士であることを証明する書類の写し。

- ・副総括責任者は下水道処理施設管理技士の場合これを証明する書類の写し。下水道法第22条第2項の資格を有する者の場合下水道法施行令第15条の3の資格を証明する書類の写し。

入札保証金納付免除申請書

令和 年 月 日

福島県北流域下水道建設事務所長 様

(〒 ー)

入札者 住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

電 話 番 号

流域下水道（県北処理区）維持管理業務に係る一般競争入札の入札保証金の納付を免除されるよう、下記のとおり申請します。

記

- 1 入札者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結している
※ 入札保証保険契約を締結したことを証する書面（保険証券）を入札時に提出すること。
- 2 入札者が過去2年間に国、地方公共団体、独立行政法人又は地方独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行している（契約履行中のものは除く。ただし、複数年契約による契約履行中のものであって、過去2年の間に12月を履行したものは履行実績として認めるものとする。）
※ これを証明する業務実績証明書（任意様式。自治体が発注した契約については、証明書に代えて契約書の写を添付することができる。）を添付すること。

注 1又は2に○印を付すこと。

様式6

受 付 票

担当者			
	書 類 名	書類の確認	
		単 独	共同企業体
1	一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）		
2	会社登記簿謄本（コピー可）※3ヶ月以内のもの		全構成員
3	会社印鑑証明書（コピー可）※3ヶ月以内のもの		全構成員
4	財務諸表（入札参加資格確認申請日直前2年の各営業年度分）		全構成員
5	法人県民税、法人事業税及び自動車税納税証明書		全構成員
6	消費税及び地方消費税納税証明書		全構成員
7	会社業務案内書（パンフレット等）		全構成員
8	下水道処理施設維持管理業者登録規程関係書類 （登録規定第2条の規定による登録を受けていることを証明する書類 の写し、国土交通大臣に提出した現況報告書の写し（直近のもの））		全構成員
9	下水道終末処理場の運転管理業務の受注実績調査書（様式2）		
10	総括責任者及び副総括責任者の業務従事予定者名簿（様式3）		
11	資格等の条件を満たす者の配置予定者名簿（様式4）		
12	受付票（様式6）		
13	共同企業体概要表（様式7）		
14	共同企業体協定書の写し（様式8に準ずる）		
15	委任状兼使用印鑑届（様式10）		
16	暴力団排除に関する表明・確約についての同意書（様式11）		全構成員
17	返信用封筒（434円分の切手を貼った長3号封筒）		
18	入札保証金納付免除申請書（様式5）		

受付年月日		受付番号 (入札参加受付番号)	
商号又は名称			
申請書の 作成者氏名	電話番号		
	E-mail		

注1 申請内容について説明ができる作成者及び電話番号を記入してください。

注2 「受付票」及び「受領票」は、太枠内のみ記入してください。

-----切り取り線-----

受 領 票

受付年月日		受付番号 (入札参加受付番号)	
商号又は名称			

流域下水道（県北処理区）維持管理業務に係る入札参加資格確認申請書関係書類を受領しました。

福島県県北流域下水道建設事務所長

（公印省略）

担当者

様式7

共同企業体概要表

申請者名

共同企業体	名 称			
	所 在 地			
	代表者職・氏名			
/	代表構成員	その他の構成員（その1）	その他の構成員（その2）	
構成員の商号又は名称				
所 在 地				
代 表 者 職 ・ 氏 名				
出 資 比 率	%	%	%	
共同企業体での役割				

注 すべての項目を記載すること。

様式8 (記入例)

〇〇〇〇〇共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 福島県発注に係る流域下水道（県北処理区）維持管理業務に関する事業（以下「事業」という。）

(2) 前号に付帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇〇〇〇共同企業体（以下「当共同企業体」）と称する。

(事業所の所在地)

第3条 当共同企業体は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当共同企業体は、令和 年 月 日に設立し、事業の委託契約の履行後3ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 事業を受託できなかったときは、当共同企業体は前項の規定にかかわらず、当該事業に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当共同企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
株式会社〇〇

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
株式会社〇〇

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
株式会社〇〇

(代表者の名称)

第6条 当共同企業体は、株式会社〇〇を代表とする。

(代表者の権限)

第7条 当共同企業体の代表者は、事業の履行に際し、当共同企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに委託代金を請求、受領及び当共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 各構成員の出資割合は、次のとおりとする。ただし、当該事業について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資割合は変わらないものとする。

株式会社〇〇 〇〇%

株式会社〇〇 〇〇%

株式会社〇〇 〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当共同企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、事業の完了に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、事業の委託契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当共同企業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当共同企業体は、事業完了の際に当該事業について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員の利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(事業途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当共同企業体が事業を完了する日までは脱退することはできない。

2 構成員のうち事業途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して事業を完了する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退した構成員が脱退前に有していたところの出資割合を、残存構成員が有している出資割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 決算の結果利益を生じた場合には、第13条の規定にかかわらず、脱退した構成員には利益金の配当は行わない。

5 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に第14条の規定により、負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

(構成員の除名)

第16条の2 当共同企業体は、構成員のうちいずれかが、事業途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な理由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができる。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(事業途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが事業途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当共同企業体が解散した後においても、当事業につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めない事項)

第19条 この協定書に定めない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社ほか〇社は、上記のとおり〇〇〇〇共同企業体協定書を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

構成員	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇	印
構成員	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇	印
構成員	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇	印

一般競争入札参加資格確認通知書

令和 年 月 日

商号又は名称 代表者氏名 様

福島県県北流域下水道建設事務所長 印

さきに申請のありました流域下水道（県北処理区）維持管理業務に係る入札参加資格について、下記のとおり確認しましたので、お知らせします。

記

公 告 日	令和5年11月21日	
件 名	流域下水道（県北処理区）維持管理業務	
入札参加資格の有無	有	
	無	
	入札参加資格がないと認めた理由	
入 札 保 証 金	<p>1 福島県流域下水道事業の会計に関する規則第186条第1項第1号の規定に基づき免除する。 <u>なお、入札保証保険証券原本を開札日に持参してください。郵送により入札を行う場合は、入札保証保険証券原本を表封筒に同封してください。</u></p> <p>2 福島県流域下水道事業の会計に関する規則第186条第1項第2号の規定に基づき免除する。</p> <p>3 福島県流域下水道事業の会計に関する規則第185条の規定に基づき、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金の納付が必要となります。 <u>開札日時までに納付手続を取り、開札日に領収書を持参してください。</u></p>	

注1 入札参加資格がないと通知された方は、理由の説明を求められますので、説明を求める場合は、令和6年1月15日（月）午後5時までにその旨を記載した書面を提出してください。

注2 この確認通知書は、入札書の開札日に入札参加資格を確認するため提示を求められますので、開札日に必ず持参してください。

注3 郵送により入札を行う場合は、この確認通知書の写しを同封してください。

委任状兼使用印鑑届

令和 年 月 日

福島県北流域下水道建設事務所長 様

住 所
商号又は名称
代表者職・氏名 印

私は（氏名： ）を代理人として定め、令和5年11月21日付で公告のありました流域下水道（県北処理区）維持管理業務に係る下記権限を委任します。

記

1 委任事項

- (1) 入札書及び見積書の提出に関する事
- (2) 技術提案書の提出に関する事
- (3) 契約に関する事
- (4) 復代理人の選任に関する事
- (5) 一般競争入札参加資格確認申請に関する事。

2 委任期間

自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

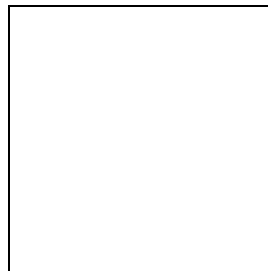
3 代理人役職名、住所等

支店等名称

所在地

代理人役職名

4 代理人の使用印鑑



注1 本店から上記事項を委任された支店又は営業所が申請する場合に提出すること。

注2 押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を余白に記載する。

暴力団排除に関する表明・確約についての同意書

福島県北流域下水道建設事務所長 様

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを確約します。

この表明・確約が虚偽であり、又はこの表明・確約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

現地調査確認申込書

令和 年 月 日

福島県県北流域下水道建設事務所長 様

住 所
商号又は名称
代表者職・氏名 印
(押印を省略する場合のみ余白に記載)
本件責任者
氏名
所属部署名
連絡先(電話番号)
本件事務担当者
氏名
所属部署名
連絡先(電話番号)

令和5年11月21日付けで公告のありました流域下水道(県北処理区)維持管理業務について、下記により現地調査を申込みますので、よろしくお願ひします。

記

- 1 希望月日 令和 年 月 日～令和 年 月 日(日間)
- 2 調査希望者
- | | |
|------|-------|
| 希望者1 | 氏名 |
| | 所属部署名 |
| | 職種 |
| 希望者2 | 氏名 |
| | 所属部署名 |
| | 職種 |
| 希望者3 | 氏名 |
| | 所属部署名 |
| | 職種 |
| 希望者4 | 氏名 |
| | 所属部署名 |
| | 職種 |
| 希望者5 | 氏名 |
| | 所属部署名 |
| | 職種 |

現地調査確認受付書

令和 年 月 日

商号又は名称 代表者氏名 様

福島県県北流域下水道建設事務所長
(公印省略)

さきに申込みありました流域下水道（県北処理区）維持管理業務に係る現地調査について、下記のとおり行ってください。

記

1 調査日時

令和 年 月 日～令和 年 月 日（日間）の10：00～16：00

2 現地調査者の遵守事項

(1) 服装

作業服、着帽等現地調査にふさわしい服装とすること。
ヘルメット等の安全用具及び雨具等は各自準備すること

(2) 許可証の携帯

調査中は、県北流域下水道建設事務所が貸与する現地調査実施許可証を見やすい位置に装着すること。

(3) 身分証明書の提示

身分証明書は、常時携帯して県北流域下水道建設事務所の求めに応じて随時提示できるようにすること。

(4) 事故等の防止

機器等に触れないこと。特に回転機器、操作スイッチには許可なしに絶対に触れないこと。

(5) 作業従事者に対する行為の制限

作業従事者の業務が遅延されるような説明及び操作等の依頼並びにその他処理場等の維持管理業務に支障を生じさせる行為は行わないこと。

(6) 立入り区域の制限

現地調査時に事務所から指示された区域及び現場の作業従事者から指示された場所に立ち入らないこと。

3 その他

調査終了後は県北流域下水道建設事務所に報告し、速やかに許可証を返却してください。

(事務担当)

電話 024-554-2011)

質 問 書

令和 年 月 日

福島県県北流域下水道建設事務所長 様

住 所
商号又は名称

担当者職・氏名
電 話 番 号
F A X 番 号

公 告 日	令和5年11月21日
件 名	流域下水道（県北処理区）維持管理業務
質 問 事 項	

質 問 回 答 書

令和 年 月 日

福島県北流域下水道建設事務所長 高坂 宏哉

公 告 日	令和5年11月21日
件 名	流域下水道（県北処理区）維持管理業務
質 問 事 項	
回 答 事 項	

入 札 書 (見積書)

金 額 (税抜き)	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

件 名 流域下水道（県北処理区）維持管理業務

履行場所 県北浄化センター（福島県伊達郡国見町大字徳江字上悪戸46番地の1）ほか

くじの数

--	--	--

上記のとおり入札（見積）いたします。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者職・氏名 印

（代理人氏名 印）

（押印を省略する場合のみ余白に記載（代理人の押印省略不可））

本件責任者

氏名

所属部署名

連絡先（電話番号）

本件事務担当者

氏名

所属部署名

連絡先（電話番号）

福島県県北流域下水道建設事務所長 高坂 宏哉

- (注) 1 金額の文字の頭に、¥を付すこと。
 2 再度入札の場合は、入札書の前に「再」と記入すること。
 3 金額は算用数字とし、訂正しないこと。
 4 くじを行う場合に備えて、くじの数（任意の値。空欄をつくらないこと。012のように0（ゼロ）を記載する。）を記入すること。
 5 代理人の押印は省略しないこと。

委 任 状

私は、都合により _____ (使用印鑑 _____) を代理人と
定め下記事項を委任します。

令和6年1月30日に執行される流域下水道(県北処理区)維持管理業務の入札及び見積に関
する一切の権限。

令和 年 月 日

福島県県北流域下水道建設事務所長 高坂 宏哉

委任者 住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

(押印を省略する場合のみ余白に記載)

本件責任者

氏名

所属部署名

連絡先(電話番号)

本件事務担当者

氏名

所属部署名

連絡先(電話番号)

落札者決定通知書

令和 年 月 日

商号又は名称 代表者職名 様

福島県県北流域下水道建設事務所長 印

令和6年1月30日開札の流域下水道（県北処理区）維持管理業務委託について、落札者と決定しましたので、お知らせします。

当初 変更

入札（見積）執行調書
入札（契約）結果書

年災		事項				契約	
契約番号	23-41510-0029	業務名	流域下水道（県北処理区）維持管理業務委託			着工	令和6年4月1日
入札執行年月日	令和6年1月30日	発注種別				完成	令和9年3月31日
審議番号	公所		本庁				
路線・河川名	県北浄化センター ほか			予定価格			
業務箇所 自	伊達郡国見町大字徳江字上悪戸46番地の1 ほか			最低制限価格		設定しない	
至				調査基準価格		設定しない	
業務概要	阿武隈川上流流域下水道（県北処理区）の終末処理場、中継ポンプ場、防災倉庫の保守点検及び運転操作			(予定価格に占める法定福利費概算額)			

業者コード 業者名	落札者の住所		
	入札額及び再入札額		落札額（契約額）
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。

一般競争入札参加資格確認等一覧表

(入札執行権者 県北流域下水道建設事務所長)

契約番号	23-41510-0029
業 務 名	流域下水道（県北処理区）維持管理業務委託

年月日	公 告	令和5年11月21日	資格確認	令和 年 月 日	落札決定	令和 年 月 日
	開 札	令和6年1月30日		令和 年 月 日		

No	入札参加者 商号、名称又は 共同企業体名	入 札 参 加 資 格 の 確 認 結 果										落札候補 者の順位	入 札 結 果	備 考
		(1)ア 地方自治 法施行令 第167条 の4第1 項各号及 び第2項 のいずれ かに該当 しない 《構成員全員》	(1)イ 入札参加 資格制限 措置を受 けている 期間中で ない 《構成員全員》	(1)ウ 会社更生 手続又は 民事再生 手続中で ない 《構成員全員》	(1)エ 下水道処 理施設維 持管理業 者登録を 受けてい る 《構成員全員》	(1)オ 下水道終 末処理場 の維持管 理業務を 12月以上 継続して 行った実 績がある 《代表構成員》	(1)カ 資格者を 県北浄化 センター に配置で きる 《カ(ア)は 代表構成員 に限る》	(1)キ 共同企業 体の構成 員として 本件入札 に参加し ていない	(2)ア～ウ 共同企業 体の場合 (1)ア～ カを満た している。	(2)エ～キ 共同企業 体の場合 構成員数、 自主結成 であるこ と、出資比 率、協定の 締結の要 件を満た している	(2)ク 共同企業 体の場合 構成員は 他の共同 企業体の 構成員と して、又 は単独で 本件入札 に参加し ていない			

総合評価一般競争入札結果

入札執行権者 県北流域下水道建設事務所長)

契約番号	23-41510-0029	業務名	流域下水道(県北処理区)維持管理業務委託	予定価格		開札日	年 月 日
履行場所	県北浄化センター(福島県伊達郡国見町大字徳江字上悪戸46番地の1)ほか					技術審査日	年 月 日

学識経験者の職・氏名		落札者決定基準		落札者の決定		
職業等	氏名	意見の適否	意見聴取月日	落札者決定の際の意見聴取	意見の適否	意見聴取月日
			年 月 日	要 ・ 不要		年 月 日
			年 月 日	要 ・ 不要		年 月 日
			年 月 日	要 ・ 不要		年 月 日

入札参加者	標準点	加算点	技術評価点 = 標準点 + 加算点 (A)	入札額 (円:税抜き) (B)	評価値算出価格 (円:税抜き) (C)	評価値 (A/C) × 1,000,000	順位	備考

※評価値は少数第5位を切り捨て、少数第4位まで表記する。ただし、表記の値では順位が分からない場合は、順位が分かる桁数で表記する。

総合評価一般競争入札評価結果

入札執行権者 県北流域下水道建設事務所長)

契約番号	23-41510-0029	業務名	流域下水道(県北処理区)維持管理業務委託	予定価格		履行期限	令和9年3月31日	開札日	年 月 日	
履行場所	県北浄化センター(福島県伊達郡国見町大字徳江字上悪戸46番地の1)ほか			業務の概要	阿武隈川上流流域下水道(県北処理区)の終末処理場、中継ポンプ場、防災倉庫の保守点検及び運転操作				技術審査日	年 月 日

入札参加者	価格以外の評価項目及び点数																												技術提案の採否	加算点合計							
	I. 実施方針及び体制の提案								II. 運転管理業務の提案								III. 保守管理業務の提案						IV. その他の提案														
	① 業務実施方針		② 環境対策		③ 組織体制及び人員配置計画				④ 安全衛生管理体制				① 運転操作及び監視業務実施計画				② 物品等保管、管理及び使用業務実施計画				① 環境計測業務実施計画		② 保守点検業務実施計画		③ 施設管理業務実施計画		① コスト削減の対策	② 緊急時等への対応			③ 地域経済及び啓発への貢献						
	(1) 管理思想(目的、重要性及び運営方針)	(2) 基本方針(運営業務、運転操作監視業務、環境計測業務、保守点検及びその他の業務)	(1) 周辺環境及び近隣住民等への配慮	(2) 水環境保全への取り組み姿勢	(1) 組織体制(有資格者の配置)	(2) 組織体制(責任範囲)	(3) 人員の手配及び配置	(4) 勤務体制	(5) 業務完了時の引継ぎ方法(期間及び人員体制)	(1) 作業基準	(2) 計画(教育、研修等)	(3) 組織体制	(4) 外部侵入者対策	(1) 放流水質の管理基準達成の理念	(2) 汚泥処理の管理基準達成の理念	(3) 運転操作及び監視の実施計画	(4) 運転操作、監視の体制及び人員配置	(5) 機器の長寿命化実施計画	(1) ユーティリティの保管及び管理計画	(2) ユーティリティの使用計画	(3) 消耗品等の調達、管理及び使用計画	(1) 業務実施体制(配置人員等)	(2) 計測方法及び計測頻度	(1) 設備点検の内容、頻度及び要領	(2) 事故及び故障発生時の点検及び復旧方法	(1) 清掃の内容、頻度及び方法	(2) 除草等の内容、頻度及び方法	(3) 施設管理及び警備方法			電気及び薬品(滅菌剤及び凝集沈殿剤)使用量の削減	(1) 緊急時等の対応の考え方、体制及び手順	(2) 異常気象及び停電時等の対応(数値目標)	(1) 再委託の場合の県内企業活用計画	(2) 業務従事者を含む県内からの雇用計画	(3) 東日本震災者等を含む雇用の実績または計画	(4) 使用資器材、消耗品等からの調達計画
大項目配点																																					
中項目配点																																					
小項目配点																																					
無効を除く参加者 合計																																					
無効を除く参加者 平均																																					

様式 23

貼り付け用紙（キリトリ線にそって切り取り、封筒の表面に貼り付けてください）

入札書を入れた封筒用（郵送による場合の中封筒もこれを貼り付ける） キリトリ線

入札書在中	
商号又は名称	
件名	流域下水道（県北処理区）維持管理業務
開札日	令和6年1月30日

郵送による場合の外封筒用

キリトリ線

入札書等在中	
〒960-0102	
福島県福島市鎌田字一本松43番地	
福島県県北流域下水道建設事務所 行き	
商号又は名称	
件名	流域下水道（県北処理区）維持管理業務
開札日	令和6年1月30日
担当者名	
連絡先（電話番号）	
郵便局窓口差出期限日	令和6年1月26日
配達指定期日	令和6年1月29日